

よくわかる 納本制度

国立国会図書館は納本をお待ちしています



平成20年、日本の納本制度が60年を迎えました

国立国会図書館は、平成20年、開館60周年を迎えました。「納本制度」による資料収集を開始したのも、開館と同じ60年前のことです。当館のあらゆるサービスの基盤であるこの制度について、多くの方々に知っていただき、納本の促進を図るため、さまざまな広報活動を行っています。



5月25日は「納本制度の日」です

昭和23年（1948年）5月18日、国立国会図書館は、6,000通におよぶ納本の依頼状を出版社・団体等に発送し、5月25日から納本の受付を開始しました。納本制度60周年を記念し、納本受付開始の日である5月25日を「納本制度の日」と決めました。

普及マーク（右上）・標語（下）を作成しました

五弁花と「書」の字を組み合わせたデザインは、国立国会図書館のシンボルマークとして使われているものです。標語は、納本された出版物を広く利用に供するとともに、わが国の重要な財産として後世に伝えていきます、という納本の意義と当館の使命を表したものです。

100年後もよみたい

国立国会図書館は、納本をお待ちしています。



わたしの本をみんなの本に

わたしの本をみらいの本に

納本制度



国立国会図書館

納本制度とは？

「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度のことです。わが国では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務づけられています。

誰が

〔民間出版物〕

- ・ 出版社
- ・ レコード会社
- ・ 自費出版の発行者

〔官庁出版物〕

- ・ 国の諸機関
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方公共団体

など

納入義務の範囲

どんな出版物を

- ・ 図書
- ・ 雑誌、新聞
- ・ CD-ROM
- ・ ビデオ、DVD
- ・ 音楽CD
- ・ 楽譜
- ・ 地図
- ・ マイクロ資料 など



どのくらい

民間出版物：1部
官庁出版物：複数部

いつまでに

〔民間出版物〕
発行の日から
30日以内
〔官庁出版物〕
発行後直ちに

納本したら・・・

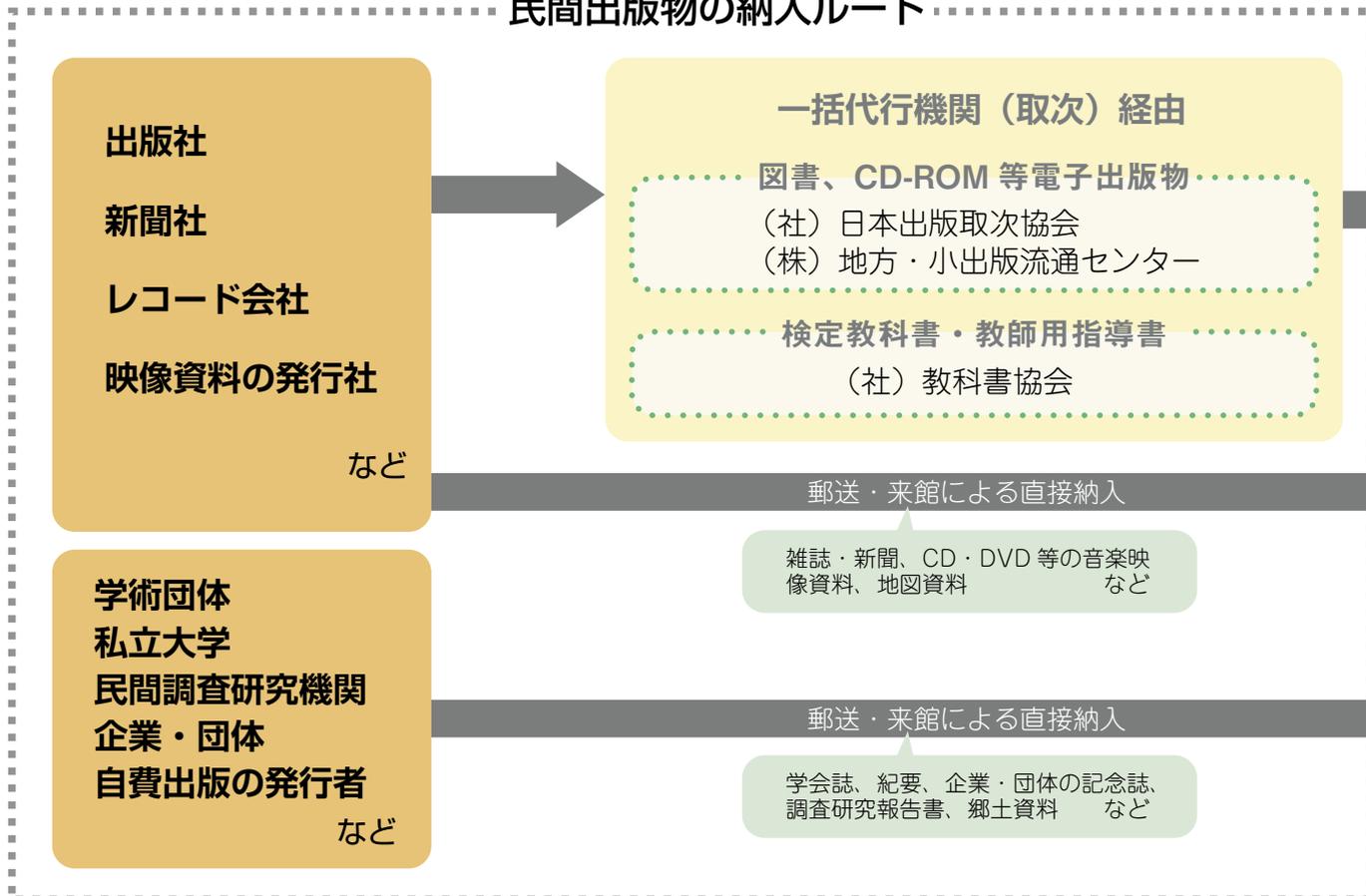
納本された出版物は、当館ホームページ上の『日本全国書誌』や NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）にその書誌データが掲載されます。誰が・いつ・どんな資料を作成したかを誰でも手軽に知ることができるようになります。

また、納本された出版物は、広く利用されるとともに、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

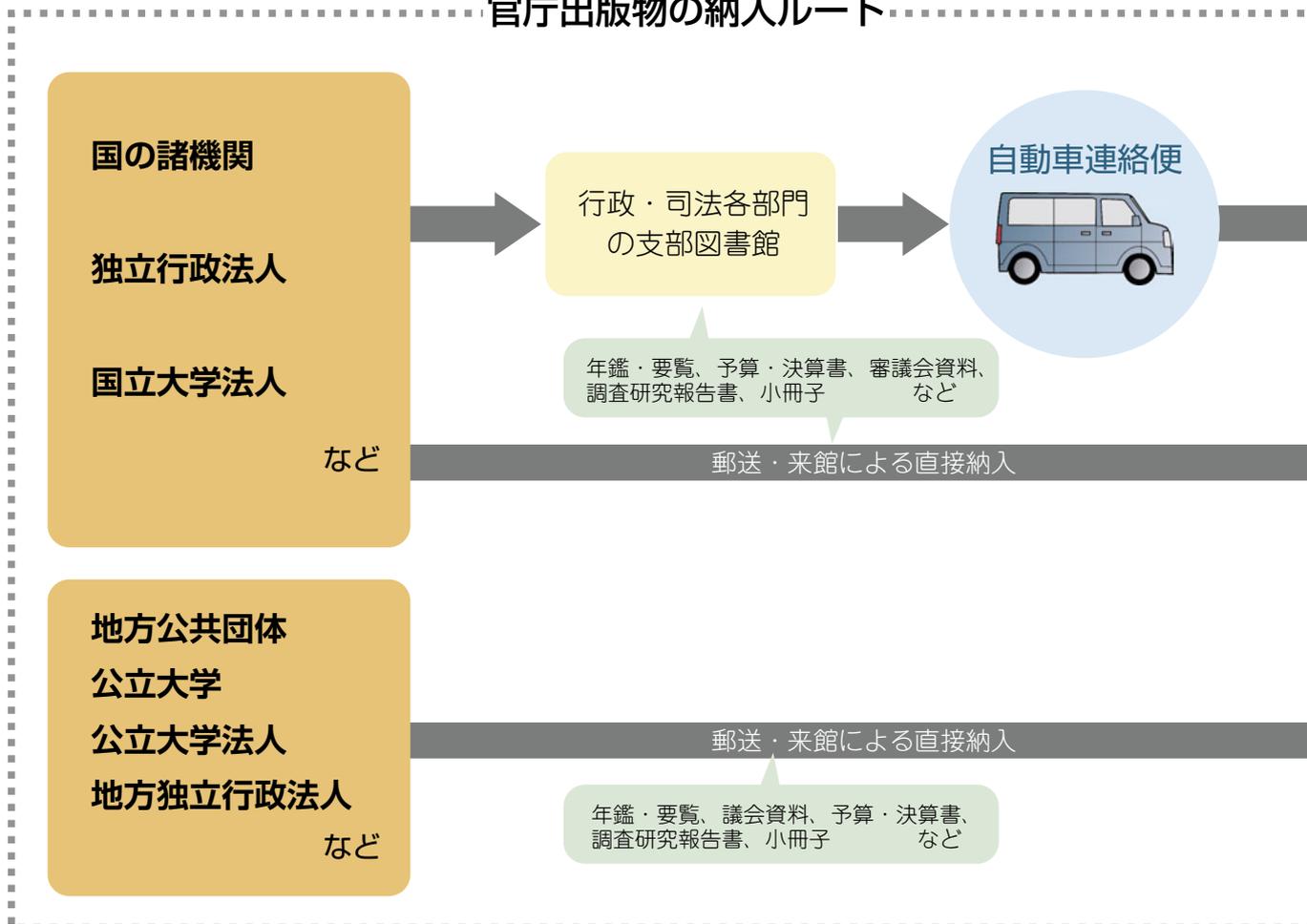
納本制度の趣旨をご理解いただき、関係者のみなさまのご協力をお願いいたします

出版物の納入ルート

民間出版物の納入ルート



官庁出版物の納入ルート



納本された出版物のその後（整理・保存・利用）

図書館資料として
受け入れ、登録します



雑誌の一部

雑誌の記事索引を
作成します

学術雑誌を中心に、一般誌も含め約1万8,000誌（約1万誌が現在刊行中の雑誌）の記事を検索できる日本最大級の雑誌記事のデータベースです。

次のような資料は、納本の対象ではありません

申込書、申請書、契約書、リーフレット・チラシ・広告（1枚もの）、手帳、日記帳、カレンダー、個々の募集要項・案内等

書誌データを作成します



『日本全国書誌』に
書誌データが載ります

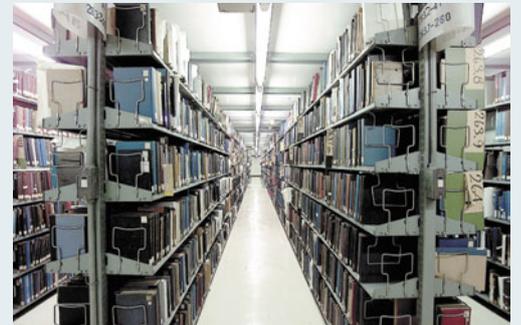
日本国内で刊行された出版物の記録として編さんし、毎週ホームページに掲載しています。

NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）で書誌データや雑誌記事が検索できるようになります

閉架式の書庫で保存されます

納本された資料は、ほとんどが東京本館で保存されます。書庫内は、温度22度・湿度55%前後になるよう管理しています。

資料の劣化を予防するため、製本したり、保存容器に入れたりします。また、マイクロ化や電子化などメディア変換もします。



国際交換用資料として
利用されます

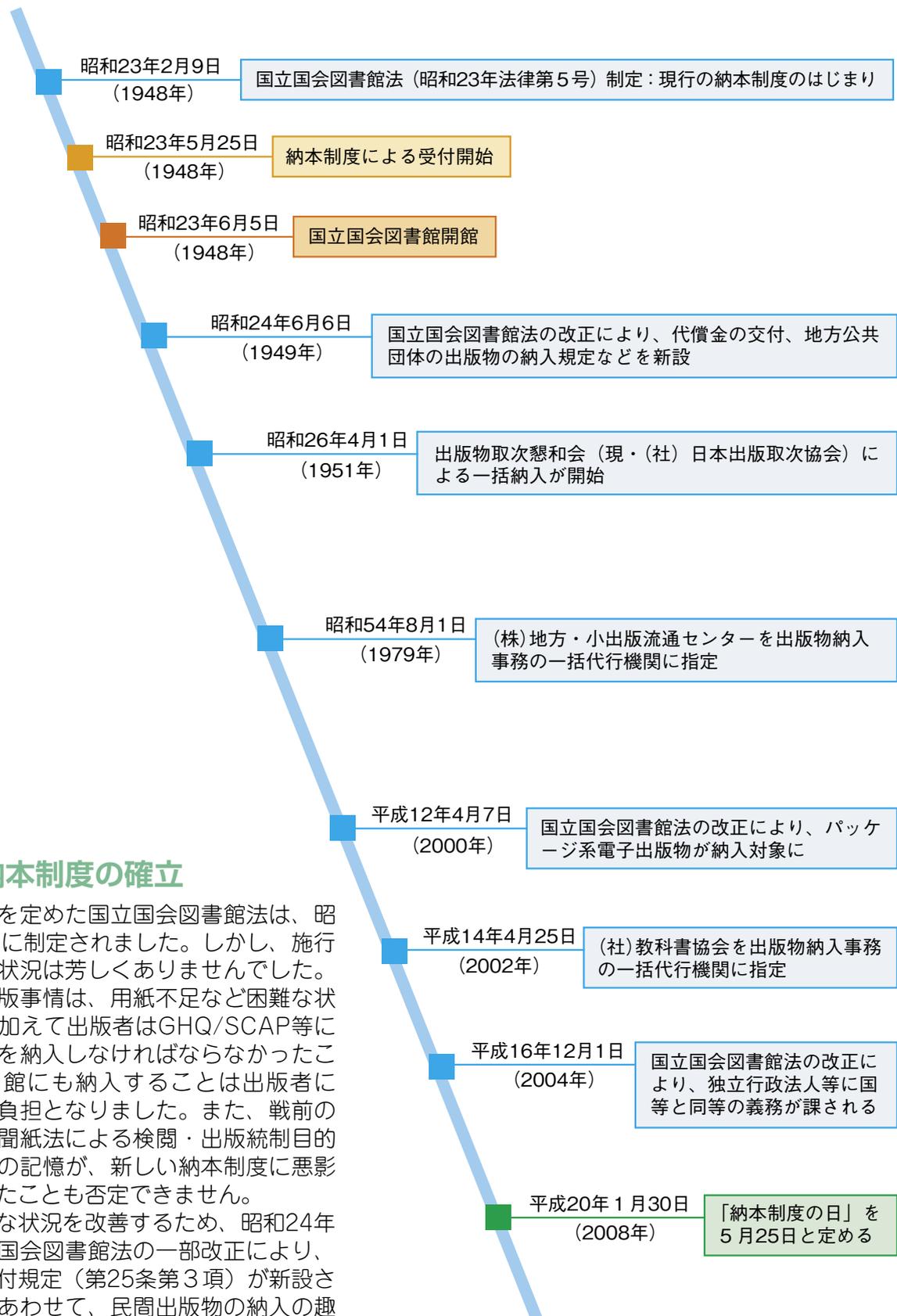
日本と外国との間で、官庁出版物を交換しています。そのため、国の諸機関、地方公共団体等は、複数部を納本することが義務づけられています。

世界各国の国立図書館・国際機関で、日本を理解してもらうための資料として役立てられています。

図書館資料としてさまざまに利用されます

- **国会に対するサービス**
国政審議に必要な資料・情報を提供するために用います。
- **行政・司法に対するサービス**
行政・司法各部門の支部図書館を通じて、政策立案や裁判のための参考資料として利用されます。
- **来館利用サービス**
閲覧・複写ができます。（館外への持ち出しはできません。）
- **遠隔利用サービス**
お近くの図書館で資料の取寄せ、複写申込みができます。インターネットでNDL-OPACから複写申込みができます。

納本制度のあゆみ



現行の納本制度の確立

納本制度を定めた国立国会図書館法は、昭和23年2月に制定されました。しかし、施行当初の納入状況は芳しくありませんでした。敗戦後の出版事情は、用紙不足など困難な状況にあり、加えて出版者はGHQ/SCAP等にも相当部数を納入しなければならなかったことから、当館にも納入することは出版者にとって重い負担となりました。また、戦前の出版法や新聞紙法による検閲・出版統制目的の納本制度の記憶が、新しい納本制度に悪影響を及ぼしたことも否定できません。

このような状況を改善するため、昭和24年6月、国立国会図書館法の一部改正により、代償金の交付規定 (第25条第3項) が新設されました。あわせて、民間出版物の納入の趣旨が「文化財の蓄積及びその利用に資するため」 (第25条第1項) であることが明記され、地方公共団体の出版物の納入規定 (第24条の2) など新設されました。この改正により、現在の納本制度の根幹部分が整備されました。

納本制度の課題・諸外国との比較

納本制度の最近の動き

CD-ROM、DVDなど有形の媒体に情報を固定した電子出版物（パッケージ系電子出版物）の増加に伴い、平成12年に国立国会図書館法が改正され、パッケージ系電子出版物が納入義務の対象に加えられました。あわせて、国・地方公共団体の出版物の納入部数の見直しも行われました。

平成16年には、行政改革に対応して、国・地方公共団体とは別の法人格を有する独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等についても、出版物を発行した際には国・地方公共団体に準じて複数部数の納入を義務づける制度改正が行われました。

電子ジャーナルなどの通信等により公表された出版物（ネットワーク系電子出版物）の収集については、納本制度に組み入れることは困難であることから、納本制度とは別の制度による収集を実現するための検討を続けているところです。



外国の納本制度との違い

世界の主要国でも、納本制度が設けられています。国によって制度は異なりますが、民間出版物を例にとると、わが国では納入部数は1部で代償金を交付していますが、無償で複数部数の納入を義務づける国も多く見られます。

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	カナダ	日本
納入義務者	出版者	頒布者	出版者、印刷者及び輸入者	著作権者又は排他的発行権者	出版者	出版者
納入部数	英国図書館に1部。他の法定納本図書館5館は、出版者に納本を求めることが可能。	国内出版物は原則2部、国外で出版されたドイツ語出版物等は1部	出版者は原則2部、印刷者1部、輸入者1部	2部	原則2部	1部
補償の有無	無償	原則無償	無償	無償	無償	有償

* 民間出版物を対象。ただし、ネットワーク系電子出版物を除く。



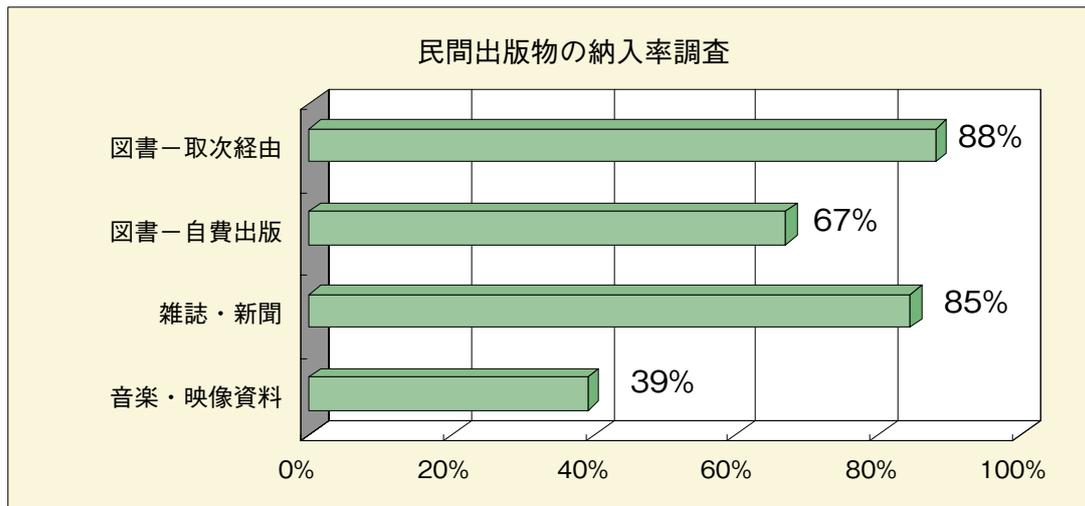
どのくらい収集できているの？

国内出版物の納入率

実際にどのくらい収集できているのかを確認するため、平成17年（2005年）刊行の出版物を対象にサンプル調査を行いました（平成19年度当館調べ）。

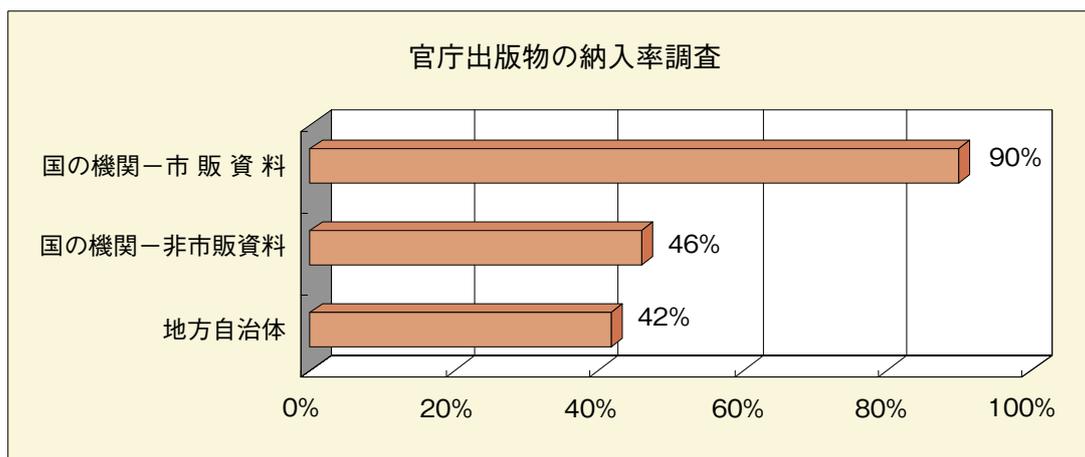
【民間出版物】

納入対象外である簡易な出版物（カレンダー、手帳、日記帳等）を除くと取次経由の図書のほとんどは納入されています。一方、流通していない自費出版の図書の納入率は約7割です。雑誌・新聞の納入率は、図書より少し低く、CD、ビデオ、DVDといった音楽・映像資料の納入率はさらに低い状況です。



【官庁出版物】

販売されている政府刊行物のほとんどは納入されています。一方、審議会・調査会の答申・審議資料、調査研究報告、執務参考資料といったいわゆる内部資料も含めた場合は納入率が低くなっています。地方公共団体の出版物の納入率は、1割から9割まで、自治体によってばらつきがあります。



【大学の出版物】

全体で8割弱という納入率でした。私立大学よりも国公立大学の方がやや低い結果となっています。紀要のような定期刊行物は納入されていることが多いのですが、講演会報告、調査研究報告といった非継続資料の納入率が低い状況です。また、人文・社会学系の学部と比較して、理工学系、医学・薬学系の学部の編集する資料の納入率が低いことが分かりました。

注）サンプル抽出に用いた各目録については、『国立国会図書館月報』2008年5月号pp.10-12をご覧ください。

納本制度規定の概要

法律及び規程の内容

国立国会図書館法、及び「国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程」の内容を一覧表にしました。

	納入義務者				
	出版社・個人 ★右に該当しない出版者	国の機関	国の機関 に準ずる法人 ★10ページ参照	地方公共団体 の機関	地方公共団体の機 関に準ずる法人 ★12ページ参照
納入の対象	自らが発行した出版物の 最良版の完全なもの ★8ページ参照	(i) 当該機関・法人が発行した出版物 (ii) 当該機関・法人のために発行された出版物 ★機関・法人「のため」に発行された出版物とは、機関・法人自らが有する情報を公表するために、実質的に費用を負担して発行された出版物をいうものと解されています。			
納入の目的	文化財の蓄積及びその利 用に資するため	公用又は国際的交換の用に供するため ★「公用」とは、政府活動に関する国政審議に資するために用いることと解されています。 ★「国際的交換の用」とは、政府出版物を外国政府に送付し、相手国の政府出版物等との交換に用いることです。			
納入部数	1部	5～30部 ★具体的な部数は、11ページをご覧ください。	5部	・都道府県（政令指定都市を含む。）の機関：5部 ・市（政令指定都市を除き、特別区を含む。）の機関：3部 ・町村の機関：2部 ★特別地方公共団体は、その設置主体に準じます。	・都道府県が設立した法人、都道府県と市町村が共同で設立した法人：4部 ・市町村が設立した法人：2部 ・地方競馬全国協会、地方公営企業等金融機構、日本下水道事業団：4部
納入期限	発行の日から30日以内	発行後直ちに			
代償金の有無	あり ★納入した出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額（通常、小売価格の5割＋送料）が代償金として交付されます。	なし			
根拠法規	法第25条	法第24条第1項 規程第1条	法第24条第2項 ・別表第1 規程第2条	法第24条の2第1項 規程第3条	法第24条の2第2項 ・別表第2 規程第4条

*表中、「法」とは国立国会図書館法を、「規程」とは「国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程」を指します。条文は13ページを参照ください。

*根拠法規として、法律や規程のほかに国立国会図書館長が定める告示などがあります。詳細は、国立国会図書館ホームページの「納本制度」のページ（<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html>）の「出版物納入に関する規定決定類抜粋」をご覧ください。

Q どんなものを納めなければならないのですか？

A 原則として、頒布を目的として発行されたすべての出版物です。図書、雑誌・新聞だけでなく、CD、DVD、ビデオ、レコード、楽譜、地図なども対象となります。また、自費出版でも、相当の部数を作成し配布されているものは納本の対象となります。ただし、ホチキス止めなど簡易綴じのもの、頒布を目的としないものなどは、納本の対象とはなりません。

Q 同じ内容で異なる版（例：DVDとビデオテープ、BOX版とバラ売り）がある時は、どちらを納めればよいのですか？

A 国立国会図書館法には、発行者は「最良版の完全なもの」を納入することとあります。「最良版」とは、同じ時期に同一の発行者から同一内容の出版物が製本・装丁の違いや記録媒体の違いなどにより複数の版で発行された場合、文化財として蓄積し、その利用に資するという納本の目的に最も適するものをいいます。「完全なもの」とは、乱丁、落丁、傷、汚れがなく、利用機器で正常に再生され、出版物の本体以外の付録等もそろったものです。パッケージ系電子出版物については、以下の基準により、DVD>ビデオテープ、BOX版>バラ売りとなります。

注）冊子とCD-ROMなど、印刷媒体と電子媒体の両方で同一内容のものが出版された場合は、それぞれの最良のものを納本いただくことになります。

パッケージ系電子出版物の「最良版」の基準

（1から順に当てはめ、適合したものを最良版とする）

- 1 記録媒体の保存性が優れていること。
- 2 記録媒体を格納する容器があること。
- 3 保管のための特殊な施設又は設備を必要としないこと。
- 4 利用に係る説明書又は解説書が添付されていること。
- 5 記録媒体の規格又は当該パッケージ系電子出版物の当該版を利用するための機器の規格が普及していること。
- 6 特別の機能が付加されていること。ただし、特別の機能が特殊な目的のために付加されている場合には、特別の機能が付加されていないこと。

Q 何部納めればよいですか？

A 納入義務があるのは1部です。ただし、2部目をご寄贈いただきますと、原則として、1部目を東京本館で、2部目を関西館で所蔵することとなります。

Q いつまでに納めなければならないのですか？

A 発行の日から30日以内に納めなければならないと定められています。

Q どうやって納めればよいですか？

A （社）日本出版取次協会等の一括代行機関を経由する方法と、直接当館に郵送・持参する方法があります。納入いただいた発行者に対しては、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額（通常、小売価格の5割と郵送における最低の料金に相当する金額）を代償金として支払うこととなっています。代償金請求の手続きについては、お問い合わせください。また、寄贈いただいた場合には、発行者（社）あてにお礼状を送付いたしますので、出版物に住所等が明記されていない場合は、送付先・連絡先を記入したメモを添えてください。

Q 直接に納める場合のあて先はどこですか？

A 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第一係

Q 納本された出版物はいつまで保存されるのですか？

A 期限はありません。保管に適した環境の書庫で、可能な限り永く保存し、利用に供します。

Q 書庫はパンクしないのですか？

A 東京本館・関西館・国際子ども図書館の三つの施設の書庫がパンクしないよう、スペースを有効活用しています。また、書庫の増築についても長期的な計画をもっています。

Q 納めなかったとき、罰則ってあるのですか？

A 国立国会図書館法（第25条の2）には、発行者が正当な理由なく納めなかったときは、その出版物の小売価格（小売価格がないときはこれに相当する金額）の5倍に相当する金額以下の過料に処せられること、発行者が法人であるときは、過料はその代表者に対し科することという規定があります。ただし、現在まで適用されたことはありません。

お問い合わせ先：収集書誌部 国内資料課 収集第一係 電話：03（3506）5205（直通）

Q&A——大学

Q 誰がどれだけ納めるのですか？

A 大学の設置主体によって、納入部数は異なります。

大学の種類	納入部数(*)	お問い合わせ先	参照ページ
国立大学法人	5	国内資料課 収集第二係 電話：03(3506)3350	10-11
都道府県（政令指定都市を含む。）が設立した公立大学法人	4		12
市（政令指定都市を除く。）が設立した公立大学法人 市と町村による一部事務組合等が設立した公立大学法人	2		
都道府県が設置した公立大学	5		
市が設置した公立大学 市と町村による一部事務組合等が設置した公立大学	3		
私立大学	1	収集第一係 電話：03(3506)5205	8-9

*各納入部数が当該出版物の発行部数の1割を超えるときは、発行部数の1割を上限とする。

Q どんなものを納めればよいのですか？

A 頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料は、すべて納本の対象となります。ただし、募集要項やイベント案内といった個々の案内資料は、簡易なものとして納本の対象になりません。学校全体の概要を示す要覧等は対象となります。

※なお、博士論文と文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書は、納本制度による収集ではありませんが、文部科学省との申し合わせにより1部を寄贈いただいております。関西館で利用に供しています。

（博士論文等の送付先：〒619-0287 京都府相楽郡精華町8-1-3 国立国会図書館関西館 収集整理課収集第一係）

Q&A——国の諸機関・独立行政法人

Q 誰が納めるのですか？

A ①国の諸機関、②独立行政法人等の国の諸機関に準ずる法人、③特殊法人や認可法人のうち国の諸機関に準ずるものとして国立国会図書館法の別表第1に掲げるもの*に納入義務があります。

*平成20年6月現在、③に該当する法人は次のとおりです。

沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、預金保険機構

Q どんなものを納めなければならないのですか？

A 頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料（図書、雑誌、新聞、CD-ROMなど）は、機密扱いのもの（広く公開することに支障のあるもの）及び簡易なもの（書式、ひな型、1枚もののチラシ、カレンダー等）を除き、すべて納本の対象になります。審議会・調査会等の答申・審議資料、民間調査研究機関に委託して作成した調査報告書、執務参考資料などのいわゆる「内部資料」も対象となります。また、国の諸機関等が自ら発行した出版物と並んで、国等以外の者（私人）が、国の諸機関等のために発行した出版物*も、納本の対象となります。

*国の諸機関等のために発行された出版物とは、機関・法人自らが有する情報を公表するために、実質的に費用を負担して発行された出版物をいうものと解されています。

Q 何部納めればよいですか？

A 納本の部数は、機関や法人の区分や資料の性質に応じて右ページの表のとおり規定されています。

Q 何のために納本しなければならないのですか？

A 政府活動に関する国政審議に役立てるために、また、政府出版物を外国政府に送付し、相手国の政府出版物等との交換（国際交換）に用いるために、当館に複数部数を納入することが義務づけられています。これにより、わが国の事情を知るための貴重な情報源として、諸外国の中心的な図書館や研究機関で利用され、国際社会における日本の理解を深めるために非常に重要な役割を果たしています。

Q いつまでに納めなければならないのですか？

A 発行後「直ちに」納めなければならないと定められています。

Q どうやって納めればよいですか？

A 各府省庁及び最高裁判所には、国立国会図書館の支部図書館及びその分館があります。それらの支部図書館、分館が窓口となって資料の収集を行っています。各支部図書館に集められた資料は、当館の担当係が毎週自動車で各館を巡回し、受け取っています。その他の法人の出版物については、当館に郵送又はご持参ください。

Q あて先はどこですか？

A 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第二係

お問い合わせ先：収集書誌部 国内資料課 収集第二係 電話：03（3506）3350（直通）

国の諸機関、独立行政法人等の出版物の納入部数

機関・法人	納入部数（*）
国の諸機関	5～30
独立行政法人	5
国立大学法人及び大学共同利用機関法人	5
特殊法人及び認可法人	5

*各納入部数が当該出版物の発行部数の1割を超えるときは、発行部数の1割を上限とする。

国の諸機関の出版物納入部数（詳細版）

国の諸機関		下表1に掲げる出版物	下表2に掲げる出版物	その他一般資料
立法	国会及び国会に置かれる機関	30	5	15
	内閣、内閣に置かれる機関（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び警察庁（附属機関及び地方機関を除く。）	20	5	10
行政	国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び最高検察庁	20	5	10
	内閣に置かれる機関及び行政機関の施設等機関並びに警察庁の附属機関	10	5	10
	内閣に置かれる機関及び行政機関の特別の機関（警察庁及び検察庁を除く。）	10	5	10
	内閣に置かれる機関及び行政機関の地方支分部局、警察庁の地方機関並びに最高検察庁以外の検察庁	5	5	5
	人事院	20	5	10
	会計検査院	20	5	10
司法	最高裁判所	20	5	10
	最高裁判所以外の裁判所その他の司法機関	5	5	5

（表1）基本的出版物

1	年鑑、要覧及び職員録
2	業務報告（年報、主要な月報・時報類、業務に関する白書類及び編年史）
3	予算書及び決算書
4	統計書（年報及び主要な月報・時報類）
5	官報（国会の会議録を含む。）並びに法令集、規則集及び判例集
6	法律解説書
7	目録・書誌類

（表2）小冊子等

1	小冊子（5頁以上48頁以下の非定期刊行出版物。ただし、表1に掲げる出版物に該当するものを除く。）
2	音楽・映像資料
3	地図・海図
4	啓蒙、指導だけを目的とするもの
5	翻訳又は外国事情の紹介に止まるもの
6	追録類で維持、保管等の取扱いに困難の多いもの
7	日刊又は週刊の資料

Q&A——地方公共団体

Q 誰が納めるのですか？

A ①地方公共団体の諸機関、②港務局、③地方住宅供給公社、④地方道路公社、⑤土地開発公社、⑥地方独立行政法人、⑦特殊法人や認可法人のうち、国立国会図書館法の別表第2に掲げるもの*に納入義務があります。

*平成20年6月現在、⑦に該当する法人は、地方競馬全国協会、地方公営企業等金融機構、日本下水道事業団です。

Q どんなものを納めればよいのですか？

A 頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料（図書、雑誌、新聞、CD-ROMなど）は、機密扱いのもの（広く公開することに支障のあるもの）及び簡易なもの（書式、ひな型、1枚もののチラシ、カレンダー等）を除き、すべて納本の対象になります。議会資料や、民間調査研究機関に委託して作成した調査報告書、執務参考資料などのいわゆる‘内部資料’も対象となります。また地方公共団体の諸機関等が自ら発行した出版物と並んで、地方公共団体等以外のもの（私人）が地方公共団体の諸機関等のために発行した出版物*も納本の対象となります。

*地方公共団体の諸機関等のために発行された出版物とは、機関・法人自らが有する情報を公表するために、実質的に費用を負担して発行された出版物をいうものと解されています。

Q 何部納めればよいですか？

A 納本の部数は、機関や法人の区分に応じて下表のとおり規定されています。複数部数の納入が義務づけられているのは、国政審議に役立てるため、また、外国との交換用資料として用いるためです。

機関・法人	納入部数（*）
都道府県（政令指定都市を含む。）の諸機関	5
市（政令指定都市を除き、特別区を含む。）の諸機関	3
町村の諸機関	2
都道府県が設立した法人、都道府県と市町村が共同で設立した法人	4
市町村が設立した法人	2
地方競馬全国協会、地方公営企業等金融機構、日本下水道事業団	4

*各納入部数が当該出版物の発行部数の1割を超えるときは、発行部数の1割を上限とする。

*都道府県・市町村の公共団体には、その公共団体に準ずる特別地方公共団体を含む。

Q いつまでに納めなければならないのですか？

A 発行後「直ちに」納めるものとして定められています。

Q どうやって納めればよいですか？

A 当館に郵送またはご持参ください。自治体によっては、当館への納本窓口を設け、複数部署の出版物を一括して納入いただいている例もあります。

Q あて先はどこですか？

A 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第二係

お問い合わせ先：収集書誌部 国内資料課 収集第二係 電話：03（3506）3350（直通）

第10章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第24条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画フィルム
- 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
- 八 蓄音機用レコード
- 九 0電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第24条の2 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局
- 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
- 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
- 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第11章 その他の者による出版物の納入

第25条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合

を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものの一部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第25条の2 発行者が正当の理由がなく前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

別表第一（第24条関係） 略

別表第二（第24条の2関係） 略

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）

（国の諸機関の納入部数）

第1条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数とする。

（国の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第2条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

（地方公共団体の諸機関の納入部数）

第3条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 五部
- 二 市（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 三部
- 三 町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 二部

（地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第4条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部
- 二 地方競馬全国協会、地方公営企業等金融公庫及び日本下水道事業団 四部
- 三 市又は市及び町村が設立した法人 二部
- 四 町村が設立した法人 二部

（納入部数の上限）

第5条 前各条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

（代償金額の決定手続）

第6条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

（納入の免除）

第7条 法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免ずる。ただし、特別の事由のあるときは、この限りでない。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、出版物の納入に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則 略

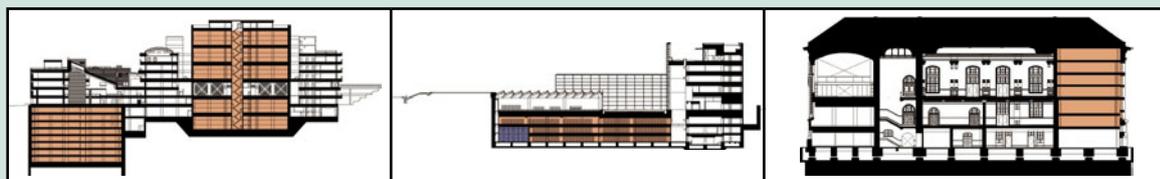
東京本館



関西館



国際子ども図書館



*各施設の断面図（色つき部分は書庫）

納本制度については、国立国会図書館ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html>)

国立国会図書館  〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
TEL: 03 (3581) 2331 (代表)